

# 海外取引調査に使われる代表的な資料やデータ



富裕層による海外資産隠しや多国籍企業による所得移転での節税などに世間の関心が高まる中、国税当局はさまざまなルートで海外資産情報を収集し、脱税などの摘発に活用しています。

## ●国外財産調書は1万1千人が提出

12月末時点で時価5,000万円超の海外資産を所有する個人は、財産の種類や時価等を記載した「国外財産調書」を税務署へ提出する義務があります。

### 2020年分の国外財産調書の状況

有価証券	2兆	1,225億円	51.2%
預貯金		7,208億円	17.4%
建物		4,523億円	10.9%
貸付金		2,010億円	4.8%
土地		1,467億円	3.5%
その他		5,032億円	12.1%
合計	4兆	1,465億円	100.0%

#### ★所得ゼロでも提出義務あり！

財産債務調書と違い、確定申告の必要がない人でも海外資産があれば提出義務があるので、ご注意ください！

#### ★提出なければ罰則も！

調書を提出せず、海外資産の売却益などの申告もれや相続財産からの除外が発覚すると、加算税は5%（過少申告：15%、無申告：20%）上乘せに！2020年は307件（88億円）が発覚しています。

## ●財産債務調書は7万人が提出

所得2千万円超で、保有資産3億円以上（または保有有価証券1億円以上）の場合、財産の種類や価額、債務の金額等を記載した財産債務調書の提出義務があります。

2019年分は全国で7万2,248人、90兆6,510億円が申告されました。

### 財産債務調書の提出状況



改正で、2023年分からは“保有資産10億円以上”なら所得ゼロでも提出が必要に！富裕層の情報はより一層税務署へ集まる体制になります。

## 国税当局が入手できる海外資産のデータ

法定調書	国外送金等調書	100万円超の海外送金、海外からの入金
	国外証券移管等調書	国境を超える口座間の証券移管
	国外財産調書	年末時価5,000万円超の国外財産を申告
	財産債務調書	所得2千万円超・財産3億円以上の納税者が所有財産を申告
租税条約	自動的情報交換	CRS:海外金融機関の日本人の口座情報 法定調書:日本人、法人への支払情報等
	自発的情報交換	海外当局が自国の税務調査で入手した情報を日本へ提供
	要請	個別の納税者への調査に必要な情報収集や提供を外国税務当局に要請
その他		公的機関、民間情報機関、在外公館（大使館、領事館等）、公開情報、報道他

## ●租税条約による情報交換



### ◆CRS（金融機関の情報）

現在日本はOECD101カ国と情報交換。各国の銀行、証券会社、保険会社、投資事業体が、●口座保有者の氏名、●住所●納税者番号、●口座残高、●利子・配当等の年間受取総額等について報告します。預金だけでなく、生命保険、証券会社の有価証券など、広く金融資産情報が集まります。

### ◆海外で提出された法定調書

海外で提出された法定調書から、日本人や日本企業への支払分について下記データが提供されます。

利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等。

### ◆税務調査での活用事例 その1

A社の仕入先B社は、A社でなく、A社社長設立の香港法人C社へパートを支払っていた。C社口座情報は、C社の実質的な所有者A社社長の居住地である日本に報告されていたので、調査官はC社口座の存在や口座資金が投資運用されていることを事前に把握。

⇒ A社はパート収入の計上もれの指摘を受けた。C社資金の運用益も課税対象に。



### ◆税務調査での活用事例 その2

CRS情報で、D氏がX国に銀行口座を保有の事実（残高：5）と、国外送金等調書で「過去数年間に100の送金を行った」ことを調査前に把握。

⇒ X国のジョドミアムや有価証券購入が発覚。利子、配当、ジョドミアムの賃貸料の申告もれが指摘された。